

## 議第 1 号

### 新見市地域公共交通会議設置要綱の改正について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下、活性化再生法という。）第6条第1項に基づく法定協議会に改組するため、新見市地域公共交通会議要綱（平成18年告示第136号）の一部を次のとおり改正することに合意を求める。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) 公共交通事業者の代表者

(提案理由)

活性化再生法の規定に基づき、地方公共団体に作成が努力義務化されている地域公共交通計画は、同法の規定により、要件を満たした法定協議会が作成することとされている。新見市地域公共交通会議が法定協議会となるためには、地域内の全ての交通モードの参画が必要であるため、交通会議の構成員についての規定を改正するもの。

なお、この改正により、地域内の交通事業者として、鉄軌道事業を行っているJR西日本株式会社の代表が交通会議の委員となる。

令和 3 年 5 月 提出

新見市地域公共交通会議  
会 長 橋 本 成 仁

地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について

令和4年度において国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用するため、地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請を行うにあたり、別紙、地域内フィーダー系統確保維持計画案について承認を求める。

- 1 計画の名称 地域内フィーダー系統確保維持計画
- 2 対象となる運行系統 市街地循環バス（地域内フィーダー系統）
- 3 計画期間 令和4年度～令和6年度の3か年
- 4 計画内容（概要）
  - ① 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
  - ② 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
  - ③ ②の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
  - ④ 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
  - ⑤ 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

令和 3 年 5 月 提出

新見市地域公共交通会議  
会 長 橋 本 成 仁